

英国の賃金統計の状況

A) 英国の主要賃金統計は以下の2つがある。

1 Annual Survey of Hours and Earnings (ASHE)

- ・毎年4月に実施される賃金構造に関する統計。（日本の賃金構造基本統計に相当）
- ・歳入関税庁源泉課税記録（Register of HMRC PAYE：Her Majesty's Revenue and Customs' Pay As You Earn）に基づく雇用者に対するサンプル調査。
- ・国民保険番号(National Insurance Number)の下2桁を指定することにより1/100で抽出する。標本数は約30万。（全規模、全産業をカバー）

2 Monthly Wages and Salaries Survey (MWSS)

- ・毎月実施される賃金変動に関する統計。（日本の毎月勤労統計に相当）
- ・省庁間企業登録(IDBR：Inter Departmental Business Register)に基づき20人以上規模の約9000企業を抽出
 - 1000人以上規模は全数調査
 - 20-999人規模は抽出調査（最大60ヶ月継続）

B) 毎月の賃金の変動についての扱いは以下のとおり。

- ・毎月の前年に対する賃金の変動についてはMWSSに基づくAWE(Average Weekly Earnings)の利用が2009年11月から開始された。それまではAEI(Average Earnings Index)が利用されていた。
- ・AEIはIDBRの雇用者ウエイトを1年間固定した賃金指数。
- ・AWEでは毎月のIDBRの規模別の雇用者ウエイトを反映させて算出。
- ・当月の集計は速報値として公表。翌月に、遅延して提出された調査票と修正された調査票に基づき確報値として公表。
- ・調査票の提出が無かった場合、5ヶ月間は最後に提出された調査票の賃金と雇用者数が継続しているものとして集計される。（特別に支払われた賃金は前年同月の値を利用）
- ・産業別、規模別、民公別の平均賃金の水準を著しく上回る(particularly extreme)調査票は外れ値として扱われ、復元ウエイトは「1」となる。